

館山ブランド認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の産業振興を促進するため、地域資源を生かして作られた優れた産品を地域ブランド（以下「館山ブランド」という。）として認定するにあたり、必要な事項を定める。

(認定の対象)

第2条 館山ブランドの認定の対象とするもの（以下「対象産品」という。）は、食用の一次産品（以下「一次産品」という。）及び加工食品とする。

2 対象産品は、第3条に定める事業者が権利を所有又は使用できるものに限る。

(申請対象となる事業者)

第3条 この要綱において「事業者」とは、館山市内で農業・林業、漁業、製造業、卸売業、小売業等を営む個人、法人又は団体とする。なお、団体については、館山市内で事業を営む個人又は法人が含まれている場合は対象とする。

(申請対象となる産品)

第4条 一次産品の申請対象となる産品は(1)(2)(3)を全て満たす産品とする。

(1) 館山市内で生産されたものとする。

なお、複数の生産地で生産されている場合は、館山市内で生産された産品が含まれていれば対象とする。

(2) 栽培基準又は出荷基準等の規格を定めているものとする。

(3) 生産履歴を記録しているものとする。

なお、自然条件の中で採取や漁獲される一次産品は生産履歴を必要としない。

2 加工食品の申請対象となる産品は(1)を満たし、かつ(2)又は(3)を満たす産品とする。

(1) 館山市内で生産された原材料を1つ以上使用しているものとする。

(2) 館山市内に本店又は支店を持つ事業者が販売しているものとする。

(3) 館山市内に存する工場又は加工場で製造されたものとする。

なお、複数の工場又は加工場で製造されている場合、館山市内に存する工場又は加工場が含まれていれば対象とする。

(認定の申請)

第5条 館山ブランドの認定を申請しようとする事業者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期間内に、館山ブランド認定品申請書（第1号様式）及び館山ブランド認定に係る誓約書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(認定基準)

第6条 市長は、館山ブランドの認定にあたり、館山ブランド認定基準（以下「認定基準」という。）を別に定める。

(認定の審査)

第7条 市長は、第5条の規定により認定の申請があったときは、たてやま食のまちづくり協議会（以下「協議会」という。）に認定審査を依頼するものとする。

2 協議会は、前項の依頼があったときは、認定審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(認定の決定)

第8条 市長は、前条第2項の規定による報告に基づき、認定の適否を決定する。

2 市長は、認定の適否を決定したときは、その結果を館山ブランド認定審査結果通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、認定に適合すると決定したときは、対象産品を館山ブランドとして認定し、その申請者（以下「認定事業者」という。）に対して、館山ブランド認定書（第4号様式）を交付するものとする。

(認定の公表)

第9条 市長は、館山ブランドの認定をしたときは、認定した対象産品（以下「認定品」という。）について、次の事項を公表するものとする。

(1) 認定品の名称

(2) 認定事業者の氏名及び住所、連絡先（団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、連絡先）

(認定の有効期間)

第10条 認定品の有効期間は、認定の日から5年を経過する日の属する年度の末日までとする。

2 認定事業者は、前項の有効期間が満了する場合において、認定の更新を受けようとするときは、その有効期間の満了3月前までに、館山ブランド認定品申請書（第1号様式）を提出するものとする。

3 認定の更新手続きは、第6条から第8条の規定を準用する。

(認定内容の変更)

第11条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、館山ブランド認定品事項変更申請書（第5号様式）を、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所、連絡先（団体にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地、連絡先）を変更したとき。
- (2) その他館山ブランド認定申請書の記載事項に変更が生じたとき。

(ブランドマークの表示)

第12条 認定事業者は、館山ブランドの認定マーク（第6号様式）を、認定品に表示することができる。使用する場合は館山ブランドロゴマーク使用取扱要綱に則り、許可申請を行わなければならない。

(調査及び検査)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、次の方法により認定品の調査及び検査を行うことができる。

- (1) 認定品の生産又は販売を行う認定事業者の事業所等への立入検査
 - (2) 認定品の成分その他の表示内容に係る品質検査
- 2 市長は、前項の立入検査に当たっては、あらかじめ認定事業者へ同意を得なければならない。

(事故への対応)

第14条 館山ブランドの認定は、認定事業者の意思による申請を前提に、自主申告及び自主管理を原則とすることから、認定品に問題が生じた場合の責任は、認定事業者自身に帰属するものであり、認定品の流通、販売、消費又は使用において事故が発生したときは、認定事業者が一切の責任を負うものとする。

- 2 認定事業者は、前項の事故が発生したときは、その内容を確認し、速やかに市長に連絡するとともに、その報告書を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、認定品の苦情等を受けたときは、速やかに認定事業者に対しその内容を連絡し、認定事業者は、これに誠意をもって対応し、その状況を市長に報告するものとする。
- 4 市長は、事故の内容を一般に広く知らせる必要があると認めるときは、その内容を公表するものとする。
- 5 市長は、前項の公表により、認定事業者及びその取引先において経済的な損害その他不測の事態が発生した場合でも、一切の責任を負わないものとする。

(認定の取り消し)

第 15 条 市長は、認定品又は認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すこととする。

- (1) 館山ブランド認定取り下げ届出書（第 7 様式）の提出があったとき。
 - (2) 有効期間の更新申請がされなかったとき。
 - (3) 認定品の生産又は販売を 1 年以上中止し、又は廃止したとき。
 - (4) 認定品に変更があったとき。
 - (5) 認定基準に適合しなくなったと認められるとき。
 - (6) 虚偽の申請に基づき認定を行ったと認められるとき。
 - (7) 次条の認定事業者の責務が果たされないと認められるとき。
 - (8) その他館山ブランドの認定に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったとき。
- 2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、館山ブランド認定取消通知書（第 8 号様式）により、その旨を認定事業者に通知するとともに、必要と認めるときは、その認定品及び認定事業者を公表することができる。
- 3 第 1 項第 6 号から第 8 号までに該当し、認定の取り消しを受けた認定事業者は、その取り消しの日から 1 年を経過するまでの間、新たな認定を申請することができない。
- 4 市長は、認定の取り消しに関し、必要があると認めるときは、協議会に審査を依頼することができる。

(認定事業者の責務)

第 16 条 認定事業者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、認定品の素材、製法、技法、デザイン等品質の維持向上に努めなければならない。

- 2 認定事業者は、認定品の生産及び販売を通じて、館山ブランドの認定に関する普及啓発に協力することとする。
- 3 認定事業者は、市長が行う認定品の調査及び検査に協力することとする。
- 4 認定品の販路開拓及び確保に努めるとともに、出荷量、流通量、消費動向の把握を行い、認定品販売実績状況を毎年 4 月末までに報告しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定める事項を処理するため、館山市経済観光部食のまちづくり推進課内に館山ブランド事務局を設置する。

- 2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、館山ブランド事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年6月20日 一部改正

令和5年6月1日 一部改正